

# 財政制度等審議会 財政投融资分科会

## 説明資料

(全国土地改良事業団体連合会)

令和3年12月9日

財務省理財局

## <目 次>

1. 令和4年度要求の概要
2. 償還確実性について
3. 編成上の論点

# 1. 令和4年度要求の概要

- 近年の自然的・社会的状況の変化(自然災害の多発、脱炭素の要請、農村人口の減少等)を受け、**農業用ため池や排水施設等の防災・減災・国土強靱化や省エネ化・再エネ利用(グリーン化)及び省力化(デジタル化)のための整備の加速は喫緊の課題。**
- こうした政策課題に着実に対応するため、既存の補助事業(土地改良施設維持管理適正化事業(補助率30%))を拡充し、**小規模な防災重点農業用ため池、ポンプ、水路等の土地改良施設に係る防災・減災、省エネ化・再エネ利用、省力化に向けた整備を推進するための「防災減災機能等強化対策」(補助率50%)の創設を要求**(R4概算要求)。
- その際、**必要な整備を加速して実施できるよう、低利の財政融資を活用。**
- 財投対象機関(新規、土地改良法の改正が必要)は、**全国土地改良事業団体連合会。**

【4年度要求 財政融資 11億円】

## 防災減災機能等強化対策(財政融資の活用による整備加速)

### 【①事業内容】

小規模農業用施設の**防災・減災、省エネ化・再エネ利用、省力化のための施設整備**

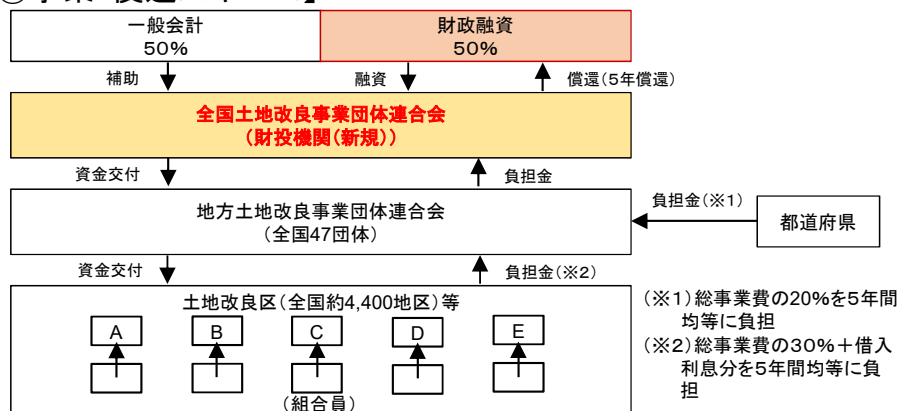
- ・防災・減災：防災重点農業用ため池、排水施設等の整備
- ・省エネ化・再エネ利用：用排水機、小水力等再エネ発電設備等の整備
- ・省力化：遠隔監視・制御機器等の整備

### 【②財源負担割合】

国 50%	都道府県 20%	土地改良区等 30%
----------	-------------	---------------

財政融資を活用

### 【③事業・償還スキーム】



(参考)全国土地改良事業団体連合会について

### ■法人概要

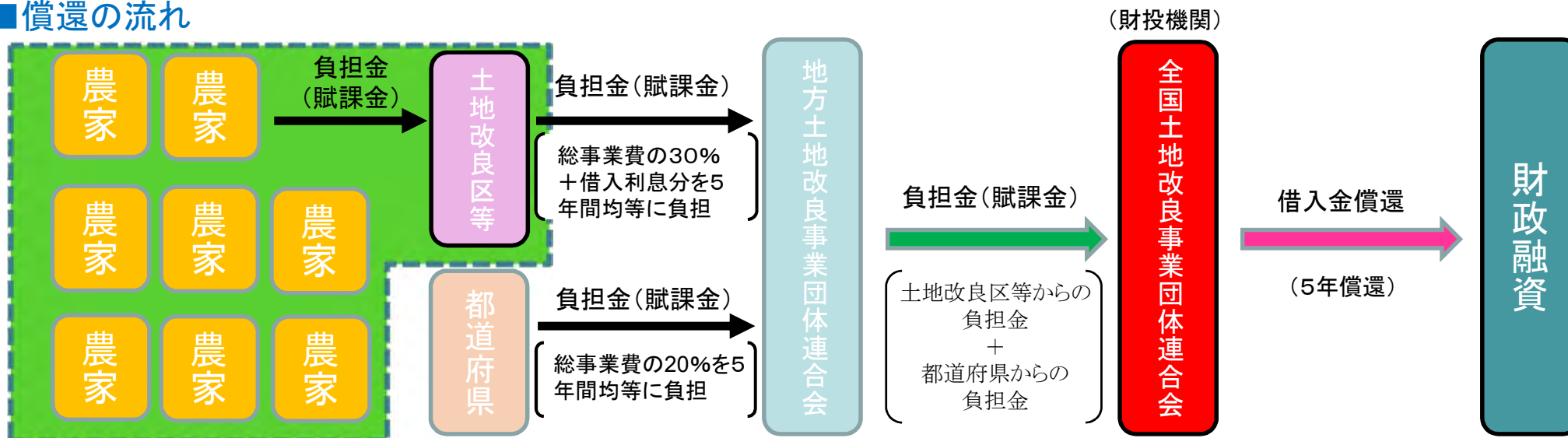
設立 昭和33年8月(農水大臣認可)  
 所在地 東京都千代田区平河町2丁目7番4号 砂防会館別館4F  
 役職員 理事12名、監事3名、職員33名、非常勤9名 ※R3.7.1現在  
 会員 都道府県土地改良事業団体連合会(47団体)  
 大規模土地改良区(10団体) 計57団体

### ■事業内容(土地改良法第百十一条の九)

- ①会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助
- ②土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- ③土地改良事業に関する調査及び研究
- ④国又は都道府県が行う土地改良事業に対する協力
- ⑤地方連合会の事業の指導
- ⑥その他目的達成に必要な事業

## 2. 償還確実性について

### 償還の流れ



### 償還確実性

#### ①土地改良区

##### ○事業開始前の手続

- ✓ 市町村長協議
- ✓ 裨益者の2/3以上の同意
- ✓ 総会議決
- ✓ 都道府県知事認可

##### ○負担金の徴収

- ✓ **負担金徴収率: 約 99%**
- ✓ 強制徴収 (滞納処分)  
(市町村による代位徴収。国税及び地方税に次ぐ先取特権順位)

#### ②地方土地改良事業団体連合会

- ✓ 仮に、土地改良区等において組合員 (農家) からの負担金の一部に未収が生じている場合でも、**土地改良区等から地方連合会への負担金は、積立金等により約定全額が支払われる仕組み。**

※ 土地改良施設維持管理適正化事業は、制度創設から40年以上実施しているが、土地改良区から地方連合会への未払いは一度も生じていない。

#### ③全国土地改良事業団体連合会

- ✓ 財投対象事業として区分経理を確保
- ✓ 借入・償還計画等に係る農林水産大臣認可及び財務大臣協議を措置

##### ○財務状況

- ✓ 土地改良法により設立された公法人。会員 (地方連合会等) からの賦課金収入や、国の補助事業の実施に係る補助金収入等を財源とし、概ね収支相償の下で運営、推移 (参考1)。
- ✓ 正味財産 (資産・負債差額) も安定的に推移 (参考2) しており、償還確実性を毀損するような特段の問題は認められない。

(参考1) 当期経常増減額の推移

(単位: 億円)

H27	H28	H29	H30	R1
0	△0	1	△0	△1

(参考2) 正味財産の推移

(単位: 億円)

H27	H28	H29	H30	R1
6	6	7	7	6

## (参考)閣議決定

### ■経済財政運営と改革の基本方針2021【令和3年6月18日閣議決定】

#### 第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

#### 5. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

##### (1) 防災・減災、国土強靱化

**気候変動の影響により激甚化・頻発化する水害・土砂災害**や高潮・高波への対策として、堤防・ダム・砂防堰堤・下水道・**ため池の整備**、森林整備・治山対策、ダムの事前放流・堆砂対策、線状降水帯等の予測精度向上、グリーンインフラの活用、災害リスクも勘案した土地利用規制等を含むまちづくりとの連携など、**流域全体を俯瞰した流域治水を推進**する。

#### 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

##### 1. グリーン社会の実現

##### (2) 脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策

電力部門の脱炭素化に向け、**再生可能エネルギー**の主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら**最大限の導入**を促す。

電力部門以外は、炭素生産性が欧州に比べ劣っている中、**省エネルギーを徹底**し、未利用熱等も活用するとともに、供給側の脱炭素化を踏まえた電化を中心に進める。

##### 2. 官民挙げたデジタル化の加速

**デジタル時代の官民インフラ**を今後5年で一気に**作り上げる**。

### ■成長戦略フォローアップ【令和3年6月18日閣議決定】

#### 1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

##### (7) スマート農林水産業 i) スマート農業の推進 (スマート農業の推進)

- ・ スマート農業の実装を促進するため、自動走行農業機械に適した農地の大区画化や**ICT 水管理施設等の整備を推進**する。

##### 13. 地方創生

##### (2) 農林水産業の成長産業化による活力ある農山漁村の実現 ii) 農業の生産基盤の強化

##### ① 生産基盤の確保・強化 (生産基盤の強化)

- ・ 土地改良について、コスト低減を図りつつ、高収益作物等需要の見込まれる作物への転換やスマート農業の実装等のための農地の大区画化、水田の汎用化等を推進するとともに、ため池工事特措法に基づき、2025年度までに**緊急性の高い防災重点農業用ため池の防災対策に着手するほか、農業水利施設等の強靱化対策**や田んぼダムの取組拡大の加速化、**ICT 水管理等のインフラ管理の省力化・高度化を実現**するとともにスマート農業の実装等にも資する情報通信環境の整備等を推進する。

### 3. 課題・論点等

---

#### <論点>

- 今般の要求は、防災・減災・国土強靱化、グリーン及びデジタルといった政策課題に着実に対応するため、必要な整備をより加速して実施できるよう、低利の財政融資を活用したいとしているが、政策的意義や具体的な政策効果は何か。